



会 議 録

八幡市教育委員会

開 催 日 時	令和4年2月22日（木曜日） 午後2時15分～午後2時45分	
場 所	市役所分庁舎2階 会議室A	
出席委員名	小 橋 秀 生（教育長） 橋 本 陽 生（職務代理者） 佐 野 恵理子	八頭司 めぐみ 狩 野 理恵子
委員を除く 出席者の 職 氏名	部 長 辻 和 彦 部 次 長 川 中 尚 部 次 長 佐 野 泰 博 （生涯学習センター館長事務取扱） 教育総務課長 長 尾 忠 行 学校教育課長 古 住 新 社会教育課長 辻 博 之 文化財保護課長 八十島 豊 成 保育・幼稚園課長 成 田 孝 一	教育支援センター所長 濱 田 将 行 教育集会所館長 畑 中 敏 之 図書館長 佐 野 正 樹 学校教育課主幹 有 野 靖 一 学校教育課主幹 四 本 篤 史 保育・幼稚園課主幹 高 瀬 栄 津 子 教育総務課主幹 山 口 潤 也

1. 開 会

2. 議 題（協議事項）

- (1) 「学校教育の方針と目標」について（学校教育課） ※資料1
- (2) 「社会教育の方針と目標」について（社会教育課） ※資料2
- (3) 令和4年度公立幼稚園の定員について（保育・幼稚園課） ※資料3

3. その他

- ・学校訪問について

4. 配布資料

- ・令和4年度定例教育委員会及び学校等訪問日程（案）

5. 閉 会

※次回定例教育委員会

日時：3月18日（金）午後2時から

場所：文化センター3階 会議室3

※学校訪問先

有都こども園（11：00）



**内 容**

[ 教 育 長 ]	<p><b>1. 開 会</b></p> <p>それでは、令和4年2月度の定例教育委員会を開催いたします。</p> <p>2. 議題でございます。(1)「学校教育の方針と目標について」を議題といたします。なお、議案(1)及び議案(2)の議決までの流れでございますが、例年2月の定例教育委員会において次年度原案を提案し、教育委員の皆様からご意見、ご質問を頂いた後、3月の定例教育委員会で議決いただいております。</p> <p>それでは、事務局より説明願います。教育部次長。</p>
[ 川 中 次 長 ]	<p><b>2. 議 題</b></p> <p>(1) 学校教育の方針と目標について</p> <p>学校教育の方針と目標について、ご説明いたします。資料1をご覧ください。</p> <p>先ほど、教育長のほうからもご説明ありましたが、本日原案をお示しさせていただきますので、ご意見を頂きながら、3月の定例教育委員会で議決いただければと考えております。</p> <p>昨年度かなり文言の整理及び修正をしておりますので、本年度については事務局のほうで大きく変更をしているところはありません。</p> <p>ページの左から見まして、1ページ、今回の中教審の答申を受けまして、個別最適(<a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/senseiouen/mext_01317.html">https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/senseiouen/mext_01317.html</a>)な学びと協働的な学び、これの一体化について表現の整理をさせていただいたものでございます。</p> <p>続きまして、4ページ、ここも今までと大きくは変わってはおりませんが、生徒指導の3機能、「機能」というものの自体を具体的に「自己決定の場」「自己の存在感」「共感的な人間関係」という形で明示をすることによって、より明確にするように示したものでございます。</p> <p>8ページをご覧ください。これもGIGAスクール構想(<a href="https://ict-enews.net/zoomin/sbcas/">https://ict-enews.net/zoomin/sbcas/</a>)に伴いまして、1人1台端末を活用に応じた形の文言を整理しておりましたが、このたび、2年目になりますので、より一層進めていくために、個別最適な学びのために一人一人の意欲を高める学びや授業のユニバーサルデザイン化を進めるとともに、協働的な学びのために、児童生徒の協働的な学び合いや他者と協力した学びを進め、という形で文言の整理をさせていただきます。先ほども申しましたが、中教審の答申を受けまして、個別最適な学びと協働的な学び、その2本の学びをしっかりと八幡の子どもたちにつけていく、その点を少し明確にさせていただいたところでございます。</p> <p>この1か月間、委員の皆様方には原案をお読みいただき次回の教育委員会までにご意見を頂ければと考えております。よろしく願いいたします。</p>
[ 教 育 長 ]	<p>ただいまの議案につきまして、委員よりご質問等ございませんか。よろしいですか。</p> <p>ないようでありますので、提案した原案を持ち帰りいただき、研究された上でご意見がある場合は、2月末日までに事務局にご連絡いただきますよう、お願いします。</p> <p>次に、(2)「社会教育の方針と目標について」を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
[ 辻 課 長 ]	<p>(2) 社会教育の方針と目標について</p> <p>本日、社会教育課から「社会教育の方針と目標(案)」について、修正案を提案させていただきます。恐れ入りますが資料2をご覧ください。</p> <p>社会教育の方針と目標(案)2ページの1、(2)1行目、「八幡市男女共同参画プラン 一歩計画Ⅱ」という文言を「八幡市男女共同参画プラン 一歩計画Ⅲ」に改めるものでございます。</p> <p>以上、本修正案についてのご審議を賜りたく、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、本件は、過日開催しました社会教育委員会議において、社会教育委員長より承認を得て、本日提案をさせていただいたところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
[ 教 育 長 ]	<p>ただいまの議案につきまして、委員より何かご質問ございませんか。よろしいでしょうか。</p> <p>ないようでありますので、この件につきましては事務局において今後、協議したいと思</p>



ます。また、ただいまの議案「社会教育の方針と目標について」は、議案（１）と同様に本日原案を持ち帰りいただき、ご質問、ご意見がございましたら２月末までに事務局にご連絡いただきますようお願いいたします。

次に、議案（３）「令和４年度公立幼稚園の定員について」を議題といたします。事務局より説明願います。保育幼稚園課。

（３）令和４年度公立幼稚園の定員について

[ 高瀬主幹 ]

保育・幼稚園課より、令和４年度の公立幼稚園の定員についてご説明させていただきます。お手元の資料３をご覧ください。

八幡市立幼稚園規則第３の規定に基づき、令和４年度公立幼稚園の定員を定めるものでございます。各園の定員の合計は八幡幼稚園９０人、八幡第三幼稚園９０人、八幡第四幼稚園９０人、橋本幼稚園９０人の合計３６０人でございます。

次のページに参考資料といたしまして、上段に令和４年２月１日付の令和４年度の予定園児数を掲載させていただいております。各園の合計は、八幡幼稚園３クラス１８人、八幡第三幼稚園３クラス３９人、八幡第四幼稚園２クラス３３人、橋本幼稚園３クラス２６人。合計１１クラス、１１６人でございます。

なお、下段には令和３年５月１日付の各園の定員数と園児数を掲載させていただいております。

以上でございます。

[ 教育長 ]

ただいまの議案について、委員よりご質問等はございませんか。

[ 狩野委員 ]

いつもどうもありがとうございます。八幡第四幼稚園の３歳児の来年度の入園はゼロということで、これに至った経過、どうしてゼロになったのかなという辺りを、どのように見られるか、教えていただけたらありがたいなと思います。よろしくをお願いします。

[ 成田課長 ]

まず、第四幼稚園の新規入園がゼロに至った経過でございますが、当初、１次募集の段階では３名の募集があったと聞いております。ただ、その３名の保護者が「今の募集状況はどのような形ですか」ということをお聞きいただいておりますので、今現在、何月何日時点で３名となっていますというようなことを聞いて、「それならよその園に行きます」というようなことがございました。兄弟関係であっても他園に入園したことがあったと聞いております。課といたしましても、幼稚園の園児の減少というものはある程度見込んではおったんですけれども、この第四幼稚園についてはちょっと予想を上回る形でこのような状況になったのかなと捉えているところでございます。

[ 教育長 ]

他にご質問等はございませんか。

[ 狩野委員 ]

ご説明ありがとうございます。子ども・子育て会議のほうへのパブリックコメントとして第四幼稚園が第二幼稚園を統合し、さらにそれを第三幼稚園と統合するというような話が流れました。保護者の方としては、統合に対する不安をあおったのではないかと感じました。今後の八幡市の幼児教育の進め方について、今のお考えであったり、今後の見通しだったりというものを聞かせていただけたらありがたいなと思います。よろしくをお願いします。

[ 成田課長 ]

子ども・子育て会議のほうでもご議論いただいたように、委員が、おっしゃるように将来的な方向性をお示しすることで少し不安をあおったということがあるかとも思いますが、現時点では、この３園の将来的な方向性を示しておくということは、市の今後の政策における教育保育、施設運営を考えると大きな意義があったのではないかと考えております。

幼児教育の維持でございますが、ご承知のとおり、本市といたしましては認定こども園化を推進していくというところでございます。今も現場の意見をいろいろ聴いています。市内に有都こども園という例が１つありますが、幼稚園というところからスタートしているので、さほど混乱はなかったんですけれども、今後、保育園と幼稚園が一緒になっていくというところで、慎重に教育課程などを見直していかなければならないというようなご意見を頂いております。市といたしましても、ここをむやみに急ぐと大変なことになりますので、この教育保育課程の整理というものについては十分時間をかけていく必要があると考えています。

また、次年度に予定しておりますのが、各園の園長、補佐級でつくった作業部会を立ち上



	<p>げて、それぞれの意見をすり合わせて、さらなる教育保育の質の向上に向けた取組内容を検討する準備を今進めているところでございます。</p>
[ 教育長 ]	他にご意見等ございませんか。
[ 橋本委員 ]	<p>今のご説明をお聞きしていても、少子化における保護者の動きというんでしょうか、この就学前教育についての定員数を見て、非常に大きな危惧をされるような、そういう状況になっているように思います。検討するということが今おっしゃっていただいているわけですが、そういう時間もないほどに差し迫った状況になっていないかなと私は感じております。狩野委員からの質問の中に、そういう積極的な動きをとおっしゃっているので、何かしていこうというのか、開発先進事業というんでしょうか、こういうふうなものを国からでも頂いて、財政的にも、あるいは人的にもそういう研究開発を進める何か先進的なものとして、手を挙げてでも進めることが、できないものかなとったりしているところです。</p> <p>時間的余裕もない中で具体的に動かなければならない、しかし、大きな変化の中で一番やりがいのある、八幡市としても一番重点を置いているような就学前教育のところでもありますので、ぜひそういう具体的に先進的なチャレンジみたいなことを考えていただければありがたいなと思います。以上です。</p>
[ 成田課長 ]	<p>ありがとうございます。委員のご意見通り、時間をかけて作っていかねばいけないものがある反面、園児数の状況を見ていますと、時間的余裕がないというような状況が差し迫っているのも事実でございます。特に第四幼稚園の将来については、今のところは、第三幼稚園との統合というような話も出ておりますので、まずは保護者の意見交換なども考慮しながら、どのタイミングでそれを移行するのか、そういったところを現場の職員の意見も踏まえながら、時間をかけずに、適切な判断をしていきたいかなと考えております。また、指定校等については、まだ私のほうで情報に詳しいわけでもございません。少し勉強させていただきまして、そういった制度を使えるようなものがあれば積極的に参入しても良いのかなと思っております。以上です。</p>
[ 教育長 ]	他にご質問等はございませんか。
	<p>他に委員より質問がないようでございますので、議題（３）についてお諮りいたします。議題（３）について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p>
[ 全委員 ]	異議なし。
[ 教育長 ]	<p>異議なしと認め、議題（３）令和４年度公立幼稚園の定員につきましては可決されました。これにて議題を終了いたします。</p>
	次に、３．その他に入ります。本日の学校訪問について、ご意見はございませんか。
	３．その他
[ 橋本委員 ]	<p>本日は、総合教育会議の関係で時間がなくて、学校の見学や校長先生からの説明もさらっと聞くというふうなことで十分理解できていない部分もあるかと思いますが、やはりコロナ禍の中で学校運営、学校体制がどうなっているのか感じた点を１点を申し上げますと、男山東中学では、ICT活用についてどうかなというところの面で特に申し上げたいんですけれども、やはり若い先生が非常に積極的に動かれていると。いいアイデアを出されて学校を改革しようというところまで行くかどうか分かりませんが、活用しようとしている。、全てではないんですけれども、やはりそういう印象を植え付けていこうとされていると。こんなギャップを感じたところです。実際、私の年齢なんかも全然ITに弱いもので、やはりこの世代間のギャップというものは確実にあるなど。これもどうするのかというところですね。</p> <p>それから、もう１つ大きな点で、学校体制では職員の共通理解というものが本当にきちつとされているのかどうか。毎日細やかな動きでいろんな指示がぼんぼんぼん出てくると、しかも変わった指示になっていると。この辺りの共通理解。ましてや授業運営についても細やかな対応が必要ですし、それが即、子どもへ返っていくという中で、やはり教職員の共通理解ということで課題を挙げておられました。これがどのように成果としてプラスになるのか、マイナスになるのか分かりませんが、この辺がちょっと気になったところであり</p>



ます。1点だけ指摘しておきます。

以上です。

[ 教 育 長 ]

他に何かご意見、ご質問等ございませんか。よろしいでしょうか。それでは、ないよう  
でございますので、その他を終了いたします。

それでは、配布資料につきまして、事務局より説明をお願いします。教育総務課。

#### 4. 配布資料

[ 長 尾 課 長 ]

今回の配布資料でございます。令和4年度の定例教育委員会及び学校、園への訪問の日程  
を配布しておりますので、よろしくをお願いします。

[ 教 育 長 ]

次回の定例教育委員会の日程につきまして、ご説明をお願いします。教育総務課。

[ 長 尾 課 長 ]

次回の定例教育委員会の日程でございます。3月の18日午後2時から文化センター3階  
の会議室3で行いますので、よろしくをお願いいたします。

次回の園訪問先でございますけれども、11時から有都こども園でございます。よろしく  
お願いいたします。

[ 教 育 長 ]

他に何かございませんか。よろしいでしょうか。

#### 5. 閉会

それでは、以上をもちまして、2月の定例教育委員会を閉会させていただきます。ご苦労  
さまでございました。

**(案)**

**- 学校教育の方針と目標 -**

**八幡市教育委員会**

令和~~3~~**4**年 4月

## 目 次

### —魅力ある学校づくりにより、質の高い学力をはぐくむ—

#### ～学校UD化構想の推進～

1	魅力ある・園づくり	1
2	質の高い学力をはぐくむ	1
3	校種間連携教育	2
4	特別支援教育	2
5	幼稚園教育	3

### —安心、安全な学校で、心豊かな人間性、しなやかな身体をはぐくむ—

1	生徒指導	4
2	不登校・いじめ・虐待への対応	4
3	芸術文化	4
4	体育・スポーツ活動	5

### —一人一人の個性や能力を最大限に伸ばし、社会の変化に対応し、 よりよい社会に貢献できる力をはぐくむ—

1	「ユニバーサルデザイン系」学習	5
2	「キャリア系」学習	7
3	「情報コミュニケーション系」学習	8

### —教職員の資質能力の向上—

1	教職員の使命と責任	9
---	-----------	---

# 学校教育の方針と目標

八幡市教育委員会

魅力ある学校づくりにより、質の高い学力をはぐくむ

## ～学校UD化構想の推進～

- ・一人一人の子どもの成長過程を大切にする

「学校UD化（ユニバーサルデザイン化）構想」の推進

- ・学力の向上を目指す効率的で効果的な取組と

一人一台端末等ICTを活用したeスクール構想の推進

### 1 魅力ある学校・園づくり

- (1) 「確かな学力」「楽しい学校・園」「地域に支えられる学校・園」をキーワードに一人一人の子どもが、安心感や存在感をもって学校・園生活を送ることができる魅力ある元気な学校・園づくりを進める。
- (2) 教育の「かたち（体制・仕組）」と「きもち（発想・意識）」を変え、「まなび」を変えることによって、学校・園が幼児・児童・生徒にとって豊かな学びの場となるように努める。
- (3) 各学校・園においては、地域の自然や文化・人材などの資源を積極的に活用し、教育活動全体との関連のもと、学校・園の創意工夫による特色ある教育活動を展開できるようカリキュラム・マネジメントを進める。
- (4) 学校関係者評価や学校支援地域本部事業、学校支援協議会を活用し、地域コミュニティとつながる開かれた学校・園づくりを推進する。
- (5) 認知能力と非認知能力を一体にはぐくむ教育を推進する。
- (6) 新型コロナウイルス感染症による影響を最小限にしなが、感染拡大防止と学びの保障のために、学校・園運営や教育方法などを積極的に改善し、教育効果のある学校・園づくりを進める。

### 2 質の高い学力をはぐくむ

- (1) ~~基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ~~個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びを実現する保育・授業を通して、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力、学びに向かう力等の資質や能力の育成に努める。
- (2) 各種の調査などを活用し、児童生徒の学習状況を的確に把握するとともに、指導と評

価の一体化を図り、個に応じたきめ細かな指導を行う。

- (3) 児童生徒の学力の向上を図るため、効率的で効果的な新しい指導方法を開発し、着実に結果を出していく取組と一人一台端末等を効果的に活用したeスクール構想を推進する。
- (4) モジュール学習、少人数指導や複数の教員による指導等のよさを生かした授業など、本市で蓄積された実践を活用し、創意性を発揮して指導方法の工夫改善を進める。
- (5) 自学自習の確立を目指し、児童生徒にP（計画）D（実行）C（評価）A（改善）のサイクルによる学習方法を身に付けさせるとともに、教育情報を家庭と学校で共有し、家庭と連携した学習習慣の定着に向けた取組を進める。
- (6) 「総合的な学習の時間」では、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにし、探究的な学習に主体的、協働的に取り組み、積極的に社会に参画しようとする態度を育成する。
- (7) 読書活動を教育活動の中に適切に位置付け、「八幡市子どもの読書活動推進計画(第三次推進計画)」を踏まえつつ、司書教諭及び学校図書館司書を中核として、すべての教職員が連携して、読書意欲の向上や読書習慣の形成などに努める。また、学校図書館を読書センター及び学習・情報センターとして位置付け、充実に努める。
- (8) 特別活動では、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、お互いのよさや可能性を發揮しながら課題を解決することを通して、集団活動の意義を理解し、行動の仕方を身に付け、課題解決のための合意形成や意思決定することができ、自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を育成する。

### 3 校種間連携教育

- (1) 保幼小・小中・中高の校種間の連携を積極的に推進し、ガイダンス教育を適切に位置付け、学びを次の校種で生かす校種間の切れ目のないスムーズな移行を図る。
- (2) 校種間連携のもと、学習意欲の向上や言語活動の充実を基盤として、学力の充実・向上を目指す取組を組織的に推進するとともに、小中高連携における教科研究の充実を図る。
- (3) 取組の成果を踏まえ、各学校・園間の連絡・調整を積極的に進め、持続可能で一体的な指導のできる「保幼小連携教育」及び「小中一貫教育」の体制づくりに努める。
- (4) 小中一貫教育については、9年間を見通した系統的・継続的な学習指導・生徒指導の多様な実践を積極的に行い、実証的なカリキュラムの作成に取り組む。

### 4 特別支援教育

- (1) 「障害者の権利に関する条約」に基づくインクルーシブ教育の理念および「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、障がいにより教育上特別の支援を必要とする幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育課程を編

成・実施するとともに、合理的配慮に留意し自立し社会参加する資質や能力を育てる。

- (2) 幼児・児童・生徒の障がいのある人への正しい理解及び特別支援教育についての認識を深める指導を充実する。
- (3) 交流及び共同学習を教育活動全体に位置付け、計画的・継続的に推進するとともに、特別支援教育について保護者や地域社会の理解と認識を深めるための啓発に努める。
- (4) 校・園内委員会や特別支援教育コーディネーターを機能的に活用するなど、障がいにより教育上特別の支援を必要とする幼児・児童・生徒の個別の指導計画や教育支援計画等を作成し、学校・園全体として支援する校・園内体制の充実に努める。
- (5) 府立八幡支援学校との連携を図り、地域における特別支援教育のセンターとしての機能を活用し、特別支援教育の充実に努める。

## 5 幼稚園教育

- (1) 幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う時期であることから、計画的に環境を構成し、柔軟性のある保育形態を取り入れ、個に応じたきめ細かな指導を行うとともに、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を見通した保育内容の充実に努める。
- (2) 自然とのかかわりや体験活動を積極的に取り入れ、幼児期にふさわしい生活により、感性や思考力の芽生えを培うとともに体力の向上を促す取組を行う。
- (3) 絵本や物語などに親しむ活動を通して、豊かな心情をはぐくみ、言語能力や表現力を育てる保育活動を展開する。
- (4) 様々な人とのかかわりの中で、他人の存在に気付き、人に対する信頼感や思いやりの気持ちなど、基本的人権尊重の芽生えをはぐくむ教育を充実させるとともに、社会生活上のルールや道徳性などの基礎を身に付けるように援助する。
- (5) 保護者の多様な価値観や育児不安に適切に対応するとともに、子どもの基本的な生活習慣の確立を図るために、家庭との連携を深める。また、地域全体の子育て支援に努める。

**安心、安全な学校で、豊かな人間性、しなやかな身体をはぐくむ**

- ・ 望ましい友だち関係、主体的な規律ある生活の確立
- ・ 不登校・いじめの解消に向けた総合的な取組の推進
- ・ 自ら健康な生活を営む、たくましい実践力の育成
- ・ 生涯を通じて体育・スポーツ・芸術文化活動に親しむ能力・態度の育成

## 1 生徒指導

- (1) よりよい人格形成を促すために、教職員と幼児・児童・生徒との深い信頼関係を基盤として、幼児・児童・生徒の理解に努め、生徒指導の機能（自己決定の場・自己の存在感・共感的な人間関係）を生かし、きめ細かな指導と、適切な教育相談を行う。
- (2) 多様で豊かな体験活動や共同体験等を通して、豊かでたくましい心の育成と、存在感や充実感のある学校・園生活を送らせるための積極的な指導を進める。
- (3) 学校・園や社会における規範遵守の意義や重要性について、日常的な指導や保育、学級活動・道徳などの時間において繰り返し指導を行って、幼児・児童・生徒の規範意識の向上を図る。
- (4) 校・園長を中心として全教職員の一致した指導体制を確立し、幼小中高の連携はもとより、家庭や地域社会並びに関係諸機関との連携を図り、互いに協力して青少年の健全育成の観点に立って指導を行う。
- (5) 子どもたちの生活改善を図るために、生活リズムの確立に向けて、「早寝早起き朝ごはん」運動を推進する。

## 2 不登校・いじめ・虐待への対応

- (1) 不登校については、未然防止に努めるとともに、そのきっかけや状況を~~保~~幼小中の連携を通して把握し、適切な指導・支援を行う。また、スクールカウンセラーや教育支援センターなどの相談機関や家庭との緊密な連携を図り、その解決に向けたねばり強い取組を推進する。
- (2) いじめ問題については、八幡市いじめ防止基本方針に基づき、八幡市いじめ防止対策委員会を設置し、実効力ある対策を推進する。各校は自校のいじめ防止基本方針に基づき、家庭及び関係諸機関と連携を深め、日常的な児童生徒の内面理解ときめ細かな指導を通して、早期発見・早期解決に努める。また、望ましい集団活動を通して、好ましい人間関係の育成に努める。
- (3) 「ネット上のいじめ」等の問題については、関係諸機関と連携した迅速かつ適切な対応を図るとともに、情報モラルについての指導を進める。
- (4) 児童虐待の防止と早期発見に努めるとともに、家庭及び関係諸機関と連携し、必要な支援を継続して行う。

## 3 芸術文化

- (1) 豊かな感性と生涯にわたって芸術を愛好する心情をはぐくむために、児童生徒の芸術文化活動を支援し、表現能力や鑑賞能力を伸ばすように努める。
- (2) 教育活動の中で、ふるさと学習や伝統文化を学ぶ機会を拡充し、ふるさとに対する愛着と豊かな人間性を持ち、将来の八幡を担う市民性の育成を図る。

## 4 体育・スポーツ活動

- (1) 健やかな身体をはぐくむために、体育・スポーツ活動を、教育活動全体を通じて適切に行い、教員の指導力の向上、優れた指導者の確保、運動部活動の改善等特色ある学校体育の充実を図る。また、運動することの楽しさや喜びを体験させ、生涯にわたって体育・スポーツ活動に親しむ能力や態度を育てる。
- (2) 新体力テストの結果をもとに、自己の体力について理解させ、学校段階の接続及び発達の段階に応じつつ、各校の実態に即した取組により、子どもの体力や運動能力を上昇させることを目標として、積極的に体力・運動能力の向上を図る。
- (3) 小学校などにおける「運動遊びガイドブック」や「京のこども元気なからだスタンプカード」を活用して、児童生徒の体力向上の取組を推進する。

一人一人の個性や能力を最大限に伸ばし、社会の変化に対応し、よりよい社会の構築に貢献できる力をはぐくむ

・一人一人が人権を尊重し合い、

共に生きる社会の実現を目指す教育の推進

・心身とも健康で、自己の将来に夢と希望をもつことのできる教育の推進

## 1 「ユニバーサルデザイン系」学習

### ～ ユニバーサルデザイン教育 ～

- (1) 一人一人がかけがえのない存在として認め合い、共に生きる社会の実現を目指し、「UDを学ぶ」「UDで学ぶ」「UDに学ぶ」学習を推進する。

### ～ 人権・同和教育 ～

- (1) 部落差別や女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、新型コロナウイルス等感染症患者等の人権問題を踏まえ、一人一人の尊厳と人権が尊重され、多様性を認め合い、誰もが大切にされる共生社会の実現に向けた教育を推進する。
- (2) 地域や学校の実態を十分考慮した人権教育推進計画を策定する。人権教育の推進に当たっては、同和教育の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重する心をはぐくむとともに、同和問題を人権教育の重要な柱として位置付け、あらゆる人権侵害の解決に向けて実践する態度を育成する。
- (3) 児童生徒の学力の充実、進路保障を最重点課題として位置付け、個々の課題やニーズに応じた具体的な学習支援の方策を確立し、きめ細かな指導を進める。
- (4) 校種間の連携を強化し、「人権学習資料集」等を活用し、普遍的な視点からのアプローチと個別的な視点からのアプローチにより、児童生徒の理解や認識の状況及び地域の実

態を踏まえながら、学習内容や指導方法の改善・充実に努める。また、様々な人権侵害の問題の解決を目指す総合的な取組を推進するため、社会教育や関係諸機関との連携を深める。

- (5) 人権問題に係る研修を日常的・系統的に進め、鋭い人権感覚を養うとともに、人権尊重を踏まえた教育活動を推進していくための認識の深化と指導力の向上に努める。

### ～道徳教育～

- (1) 道徳教育を推進する校内体制を整備し、全体計画や年間指導計画、指導方法の工夫改善を行うとともに、すべての教職員が協力して道徳教育を展開する。
- (2) 生命を大切にし、他人を思いやることのできる豊かな人間性をはぐくむ「心の教育」の要として、児童生徒の実態を考慮しながら、教育活動全体を通じて道徳性を養うよう努める。
- (3) ボランティア活動などの社会奉仕体験活動、自然体験活動などの豊かな体験活動及び豊かな心を育てる読書活動などを積極的に展開し、児童生徒の道徳性を育てる。
- (4) 特別の教科 道徳では、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、問題解決的な学習、体験的な学習等指導方法を工夫し、自己を見つめ物事を多面的・多角的に考え、道徳的な判断力、心情、実践的意欲と態度を育てる。
- (5) 授業公開や豊かな心をはぐくむ資料の活用等を通して、学校における道徳教育に対する保護者や地域社会の理解を深める。
- (6) 児童生徒の日々の生活実態を常に把握するとともに、家庭や地域との連携を図り、好ましい人間関係、豊かな感性や社会性・公共性などを培う環境づくりに努める。

### ～環境教育～

- (1) 「八幡市環境自治体宣言」「環境方針(環境改善への決意)」や「八幡市環境マネジメントシステム」など本市の環境に対する取組への理解を図り、ゴミの減量・分別・リサイクル・省エネなど、学校における具体的な取組を通して環境教育の推進に努める。
- (2) 各教科などの指導においては、体験的な学習を積極的に取り入れ、生態系や自然・社会の事象についての興味・関心を高め、理解を深めるとともに、環境に対する豊かな感受性の育成に努める。
- (3) 自然調和型社会、低炭素社会及び資源循環型社会を目指し、家庭、地域社会、関係諸機関との連携を図り、それぞれの教育機能を生かした環境教育の推進に努める。また、地球環境問題に関する関心を高める。

### ～シティズンシップ教育～

- (1) シティズンシップ教育を通して、法やルールについて理解し、個人としての権利と義務を行使し、自己実現を図る。また、社会の意思決定や運営の過程において、人や社会と積極的に関わろうとする資質を育成する。

- (2) SDGs に掲げた開発目標について、自らのこととして課題を理解し、主体的に解決を目指す実践的な活動を推進に努める。

## 2 「キャリア系」学習

### ～ キャリア教育 ～

- (1) 一人一人の子どもが自分のよさに気付き、将来への希望を持ち、目的意識を高め、キャリア教育を通して、望ましい職業観や勤労観を身に付けられるように指導する。また、個性や能力の伸長に努め、生涯にわたって心豊かにたくましく生きていくために、自らの進路を主体的に切り拓く能力や態度を育成する。
- (2) 勤労体験や職場体験・見学などの活動を通して啓発的経験を充実させるとともに、組織的・系統的なキャリア教育を積極的に推進する。

### ～ 健康安全教育 ～

- (1) 幼児・児童・生徒が健康・安全で活力ある生活を営むために必要な資質や能力を育成し、心身の調和的な発達を図る。そのため、学校・園においては、家庭や地域社会、関係諸機関と連携を図りながら、適切な健康安全に関する活動の実践を促し、幼児・児童・生徒の発達段階を考慮して、健康安全教育を組織的、計画的に推進する。
- (2) 学校における食育を推進するため、食に関する指導計画に基づき、教科横断的な指導を行うとともに、生きた教材としての学校給食に地場産物の活用を推進し、その充実を図る。
- (3) 心身の成長発達に関して、適切に理解し行動することができるよう教科等との関連を図りながら発達段階を考慮して指導するとともに、家庭の理解を得ることに配慮する。
- (4) 防災教育、CAP研修などを通して、身の回りの危険に気付き正しく判断し、自ら安全な行動がとれる能力と態度を育成すると共に自分の身は自分で守る習慣をつける。
- (5) 学校・園における幼児・児童・生徒の安全確保を図るため、施設・設備の安全点検、安全指導及び教職員研修等に関する学校安全計画を策定・実施する。また、地域社会の協力を得つつ、学校独自の「危機管理マニュアル」の検証と改善に努める。
- (6) 薬物乱用の有害性・危険性について正しい知識を児童生徒に習得させ、薬物乱用の根絶に向けた規範意識の向上に努める。

## 3 「情報コミュニケーション系」学習

### ～ 情報教育 ～

- (1) GIGA スクール構想による一人一台端末の導入を踏まえ、学校教育全体を通して、児童生徒の発達段階に応じ、情報を主体的に選択し、活用できる能力や情報社会に参画する態度などの情報活用能力の育成に努める。

- (2) 情報の価値についての認識を高めるとともに、ネット上でのコミュニケーション、プライバシーの保護や著作権など基礎的な情報モラルやマナーに関する指導の充実を図る。
- (3) 一人一台端末を積極的に活用して、~~児童生徒の興味・関心に応じた個別・最適化された学習や主体的・協働的な学習を展開するなど、~~個別最適な学びのために、一人一人の意欲を高める学びや授業のユニバーサルデザイン化を進めるとともに、協働的な学びのために、児童生徒の協働的な学び合いや多様な他者と協働した学びを進め、~~個指導方法の改善に努め、~~学力の向上を図る。
- (4) 校務支援システムやGIGAスクール構想で整備したネットワークなどを活用して教育情報の共有化を図り、教育情報資源として広く活用できる取組を進める。

## ～ 国際理解教育 ～

- (1) 国際社会に生きる日本人の育成という観点に立ち、人権尊重の精神を基盤として、我が国の文化と伝統などを尊重するとともに、異文化を理解し尊重する態度や異なる文化をもった人々と共に生きていく資質や能力を育成する。
- (2) 小・中学校においては「外国語活動」、教科「外国語」で聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの4技能に親しみ、活用し、小・中学校間はもとより、高等学校等の教育も視野に入れながら一貫した指導のもとに、コミュニケーション能力の育成に努める。
- (3) 外国人幼児・児童・生徒や海外から帰国した幼児・児童・生徒について、学校生活への適応を図るとともに、外国での生活習慣や生活経験の特性を生かすなど、適切な指導に努める。
- (4) わが国の国旗・国歌の意義を理解し、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗・国歌も同様に尊重する態度を育てる。

# 教職員の資質能力の向上

- ・子どもの“夢”と“志”をはぐくむ、魅力ある教職員の育成
- ・社会のニーズに対応できる教職員の育成
- ・“カリキュラム・デザイナー”としての資質をもつ教職員の育成
- ・高い人権意識・倫理観をもち、

自分の仕事の“質”に対して誇りと責任をもつ教職員の育成

## 1 教職員の使命と責任

- (1) 校・園長は、教育目標達成のため、自校・園の組織体制を整え、教育課程を編成するとともに、課題に応じた年間研修計画を策定する。また、教職員の研修と研修成果の発表を積極的に推進し、魅力ある教職員の育成及び学校の教育力の向上に努めるとともに、教職員の心身の健康管理に留意し、働きがいのある学校・園経営に努める。
- (2) 教職員は、社会の変化や時代のニーズを踏まえ、研修講座や研究指定校等の研究成果を積極的に活用し、校内研修や教育実践に生かして、意欲的に指導力の向上を図る。また、常に自らの健康に留意し、自己研修、人格の陶冶に励み、高い人権意識・倫理観を養う。
- (3) 教職員は、子どもたちや地域の実情を踏まえ、“カリキュラム・デザイナー”として企画力を発揮し、創意工夫を凝らした教育活動を展開できるように努める。
- (4) 教職員は、広く社会とかかわり、学校内外を問わず、幅広い人間関係を築くことによって、自己の人間性をより豊かにするように努める。
- (5) 教職員は、児童生徒や保護者の教育的ニーズを的確に把握し適切に対応するとともに、教職員相互の連携・協働体制の確立を図り、組織としての学校の教育力を高めるように努める。
- (6) 教職員は、学校の教育目標を達成するため学校経営方針により一人一人が、自分の仕事の“質”に対する誇りと責任を自覚し、教育活動を展開する。さらに教職員評価制度を活用して、資質向上に努め、児童生徒・保護者・地域の人々から信頼される教職員を目指し、確かな教育実践を通して、公教育の推進を図る。
- (7) 教職員は、「学校災害対応マニュアル」に基づき、災害発生時の児童生徒の生命、身体の安全確保に努める。

## 学校教育の方針と目標

八幡市教育委員会

<p>魅力ある学校づくりにより、質の高い学力をはぐくむ</p> <p>○「学校UD化構想」「eスクール構想」の推進</p> <p><b>1 魅力ある学校・園づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校・園運営や教育方法などを積極的に改善</li> <li>・カリキュラム・マネジメントによる特色ある教育活動の展開</li> <li>・新型コロナウイルス感染症への対応</li> </ul> <p><b>2 質の高い学力をはぐくむ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主体的・対話的で深い学びを実現する授業改善</li> <li>・指導と評価の一体化、個に応じたきめ細かな指導</li> <li>・効率的で効果的な新しい指導方法の開発</li> <li>・家庭と連携した学習習慣の定着に向けた取組</li> </ul> <p><b>3 校種間連携教育</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習意欲の向上や言語活動の充実</li> <li>・系統的・継続的な学習指導・生徒指導の多様な実践</li> </ul> <p><b>4 特別支援教育</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育課程</li> <li>・校・園内体制の充実</li> </ul> <p><b>5 幼稚園教育</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的に環境を構成し、柔軟性のある保育形態</li> <li>・言語能力や表現力を育てる保育活動を展開</li> </ul>	<p>安心、安全な学校で、豊かな人間性、しなやかな身体をはぐくむ</p> <p>○望ましい友だち関係、主体的な規律ある生活の確立</p> <p><b>1 生徒指導</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導の機能を生かした指導と教育相談</li> <li>・全教職員の一致した指導体制</li> <li>・家庭や地域社会、関係諸機関との連携</li> </ul> <p><b>2 不登校・いじめ・虐待への対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校の未然防止、相談機関や家庭との緊密な連携</li> <li>・いじめの早期発見・早期解決</li> <li>・望ましい集団活動を通じた人間関係の育成</li> <li>・児童虐待の防止と早期発見、関係機関との連携強化</li> </ul> <p><b>3 芸術文化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の芸術文化活動への支援</li> <li>・ふるさと学習や伝統文化を学ぶ機会の拡充</li> </ul> <p><b>4 体育・スポーツ活動</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯にわたって体育・スポーツ活動に親しむ能力や態度の育成</li> <li>・体力・運動能力の向上に向けた取組</li> </ul>	<p>一人一人の個性や能力を最大限に伸ばし、社会の変化に対応し、よりよい社会の構築に貢献できる力をはぐくむ</p> <p>○共に生きる社会の実現 及び、自己の将来に夢と希望をもつことのできる教育</p> <p><b>1 「ユニバーサルデザイン系」学習</b></p> <p>人権・同和教育・あらゆる人権侵害の解決に向けて実践する態度の育成</p> <p>道徳教育・指導方法の工夫改善環境教育・具体的な取組を通して環境教育の推進</p> <p>シティズンシップ教育・SDGs 等人や社会と積極的に関わろうとする資質の育成</p> <p><b>2 「キャリア系」学習</b></p> <p>キャリア教育・組織的・系統的なキャリア教育を積極的に推進</p> <p>健康安全教育・食育の推進、学校給食の充実・防災教育、CAP研修などを通じた健康安全教育の推進</p> <p><b>3 「情報コミュニケーション系」学習</b></p> <p>情報教育・一人1台端末の活用した情報活用能力の育成と指導方法の改善</p> <p>国際理解教育・我が国の文化・伝統を尊重し、様々な人々と共に生きていく資質や能力を育成・小中の連携による外国語でのコミュニケーション能力の育成</p>
<p style="text-align: center;"><b>教職員の資質能力の向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの“夢”と“志”をはぐくむ、魅力ある教職員の育成</li> <li>・“カリキュラム・デザイナー”としての資質をもつ教職員の育成</li> <li>・社会のニーズに対応できる教職員の育成</li> <li>・高い人権意識・倫理観をもち、自分の仕事の“質”に対して誇りと責任をもつ教職員の育成</li> </ul>		

社会教育の方針と目標（案）

【修正箇所】

○ 2 ページ 1 の（2）

（修正前）

（2）「八幡市男女共同参画プラン るーぷ計画Ⅱ」の趣旨を踏まえ、男女共同参画社会の形成を目指した多様な学習機会の充実と幅広い学習内容の充実に努める。

（修正案）

（2）「八幡市男女共同参画プラン るーぷ計画Ⅲ」の趣旨を踏まえ、男女共同参画社会の形成を目指した多様な学習機会の充実と幅広い学習内容の充実に努める。

(案)

**- 社会教育の方針と目標 -**

**八幡市教育委員会**

**令和4年4月**

## 目 次

### —生涯学習社会の実現に向けた学習環境の整備と充実—

- 1 学習環境整備の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 相互連携の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

### —あらゆる人権問題について正しい理解と認識を深めるための 学習活動の推進—

- 1 学習活動と社会参加活動の促進・・・・・・・・・・ 2

### —家庭・地域社会の教育力の向上—

- 1 家庭・地域社会の教育力の向上・・・・・・・・・・ 3

### —青少年を育成する活動の充実—

- 1 活動の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

### —文化活動と生涯スポーツの振興—

- 1 文化活動と生涯スポーツの振興・・・・・・・・・・ 4

### —文化財の保存と活用—

- 1 文化財保護意識の高揚と文化財の活用・・・・・・・・ 5

# 社会教育の方針と目標

八幡市教育委員会

## 生涯学習社会の実現に向けた 学習環境の整備と充実

- ・市民のライフスタイルに応じた学習機会の提供と学習環境整備の推進
- ・社会教育施設等の総合的な活用の促進
- ・社会教育関係団体などとの連携・協力
- ・社会教育関連部署などにおける相互連携の確立

### 1 学習環境整備の推進

- (1) 市民のライフスタイルに応じた多様な学習機会の提供や自発的な学習活動を支援するとともに、生涯学習を支える社会教育の促進に必要な調査・研究を進め、学習環境と社会教育施設の耐震化等整備・充実に努める。
- (2) 生涯学習センターを中心に市民に対する学習情報の提供と相談機能を充実し、公民館等社会教育施設が連携して、各分野にわたる学習活動を推進する。また、市民の自発的な学習活動やボランティア活動の促進に努めるとともに、大学等との連携を進め、地域課題をはじめ、国際理解、環境問題への取組、地域の安全などの現代的課題に関する学習活動を推進する。
- (3) 社会教育施設における地域イントラネットの使用により、市民が情報収集と活用能力を身に付けられるよう、情報化社会に対応した学習機会の充実に努める。その際、プライバシーの保護や著作権など基礎的な情報モラルを確立できるように留意する。
- (4) 市民図書館では、「八幡市子どもの読書活動推進計画（第三次推進計画）」に沿って、子どもの成長に合わせた読書活動の支援及び子ども関係施設との協力を行うとともに、成人に向けては、子育て・健康・就労など、市民生活に必要な情報・資料を迅速かつ継続的に提供することで、更なる生活支援・向上に努める。

## 2 相互連携の確立

- (1) 市民の生涯にわたる学習機会の拡充や地域社会の形成を図る上で、社会教育関係団体などの果たす役割は重要であり、団体の自主性を尊重し、その活動の意義を重視しつつ、活性化に努めるとともに、相互連携を進める。
- (2) 社会教育関連部署などが相互に連携して、より効果的、効率的な事業展開を図る。

### あらゆる人権問題について正しい理解と認識を深めるための学習活動の推進

- ・あらゆる人権問題について正しい理解と認識を深めるための学習活動の推進
- ・男女共同参画社会の実現に向けた学習活動の推進
- ・高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進
- ・障がいのある人の自立と社会参加の促進
- ・国際理解を深めるための学習活動の推進

## 1 学習活動と社会参加活動の促進

- (1) 部落差別をはじめとするあらゆる人権問題の正しい理解と認識を深めるため学習機会を拡充するとともに、その取組を通して人権意識の高揚に努める。また、学習活動を効果的に推進するため、社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者の資質の向上に努めるとともに、学校、関係機関や団体などの連携を促進する。
- (2) 「八幡市男女共同参画プラン ーぶ計画Ⅲ」の趣旨を踏まえ、男女共同参画社会の形成を目指した多様な学習機会の充実と幅広い学習内容の充実に努める。
- (3) いわゆる団塊の世代をはじめとする中高齢者が進んで参加できる多様な学習機会の提供に努めるとともに、社会生活で培った知識や能力を地域社会でいかせる環境を整え、中高齢者の社会参加活動を支援し、世代間交流など学習活動の充実に努める。

- (4) インクルーシブの理念に基づき、障がいのある人が積極的に参加できる学習講座や文化・スポーツ活動の拡充を図るとともに、社会教育活動に参加しやすい環境づくりに努める。
- (5) 市内に在住する外国人をともに生きるパートナーとして、その人権を十分尊重し、保障するよう努めるとともに、国籍、民族、文化の違いを認め合い、国際理解を深めるための学習機会を提供する。

## 家庭・地域社会の教育力の向上

- ・家庭の教育力向上を図るための学習活動の推進
- ・地域社会の教育力向上を図るための体験機会の充実
- ・地域活動を支援するボランティア活動の促進

### 1 家庭・地域社会の教育力の向上

- (1) 家庭・学校・地域社会のそれぞれの教育機能がその特性をいかしながら相互に連携し、子どもを育てる学校支援の事業を推進する。
- (2) 生命を大切に作る心や思いやりの心などの豊かな心をはぐくむ上で、家庭の果たす役割が大きいとの観点から、家庭の教育力を高めるための学習の機会を提供する。
- (3) 子どもが読書に親しみ、生涯にわたる読書習慣を身に付ける上で、乳幼児期からの読み聞かせなどが効果的であることから、家庭における読書の重要性について理解が深められるよう努める。
- (4) 学校施設などを活用して、地域の教育力等を活かした学習活動の充実を図るとともに、児童の自主学習力と学習意欲の向上を支援する。
- (5) 地域の人々が交流を深め、誰もが安全・安心に暮らせる地域づくりを推進するため、防災・防犯なども視野に入れた学習機会の提供に努めるとともに、様々な体験活動の拡充を図る。
- (6) 社会生活上の道徳・モラルの向上や地域活動を支援するボランティア活動の促進など、子どもたちを取り巻く環境の健全化を図る。

- (7) 関係機関・団体との連携を密にしながら、有害薬物に対する注意喚起やインターネット上の有害情報対策等の啓発を含めた社会環境浄化の取組などに努める。

## 青少年を育成する活動の充実

・新しい時代を切り拓く力、他人を思いやる心を持った青少年の育成

### 1 活動の促進

- (1) ふれあい体験学習やふれあい交流事業、世代間交流などを通して青少年の健全育成に努める。
- (2) 安全・安心な活動拠点として社会教育施設などを活用し、青少年の文化芸術・スポーツ・地域交流活動を支援する。
- (3) さまざまな活動や講座を開催して、自発的かつ主体的に学び行動できる青少年を育成するための機会の充実を図る。
- (4) 青少年に社会の一員としての自覚を促すとともに、青少年の健全な育成に対する市民の理解と協力を深めるため、青少年が大人や社会に向けて訴えたいことを発表する機会を設ける。

## 文化活動と生涯スポーツの振興

・豊かな人間性をはぐくむための地域における文化活動の促進  
・健康でいきいきとした市民生活を実現するための生涯スポーツの振興と競技水準の向上

### 1 文化活動と生涯スポーツの振興

- (1) 「八幡市文化芸術振興基本方針」に基づき、市民一人ひとりの自主的、主体的な文化芸術活動をより一層促進し、心豊かな活力ある地域社会の実現を図る。

- (2) 生活にうるおいと喜びをもたらし、豊かな人間性をはぐくむため、文化活動に関する情報提供や優れた芸術文化にふれる機会の提供に努めるとともに、文化行事の開催等を通じて、地域における多様な文化活動の振興を図る。
- (3) 伝統文化の理解と継承、芸術の鑑賞や創作活動など、地域に根付いた多様な文化活動の促進を図るとともに、国際理解のための学習活動を進め、新しい文化の創造に努める。
- (4) 各種スポーツ教室や大会等の開催を通じて、生涯スポーツへの関心を深め競技力向上を図る。
- (5) 学校体育施設の開放等により、地域でのスポーツ活動を促進するほか、子どもから青少年、大人、高齢者、障がい者が楽しめるニュースポーツの普及を図る。
- (6) 文化やスポーツの発展に貢献している人や団体を顕彰し、文化やスポーツの振興を図る。

## 文化財の保存と活用

- ・ 市内文化財の保存・整備とさらなる活用
- ・ 市民の文化財保護意識の高揚

### 1 文化財保護意識の高揚と文化財の活用

- (1) 「八幡市文化財保護条例」の趣旨に沿って、数多くの貴重な文化財を次代に継承していくために、適切な保護に努める。
- (2) 文化財保護意識を高めるため、所有者や関係団体との連携に努めるとともに、出前講座、見学や体験学習などを通じて、その普及啓発に努める。
- (3) 市民が地域の歴史を知ることによって、まちに誇りと愛着を持てるよう文化財の活用を図る。
- (4) 文化財保護の基盤づくりとして、継続的に文化財の調査及び収集・整理、保存・整備を行う。

## 令和4年度公立幼稚園の定員について（案）

八幡市立幼稚園規則第3条の規定に基づき、令和4年度公立幼稚園の定員を以下のとおり定める。

(人)

	3歳児	4歳児	5歳児	合計
八幡幼稚園	20	35	35	90
八幡第三幼稚園	20	35	35	90
八幡第四幼稚園	20	35	35	90
橋本幼稚園	20	35	35	90
合計	80	140	140	360

## 令和4年度 公立幼稚園園児数(予定)

【参考資料】

令和4年2月1日 現在

	3才			4才			5才			計		
	定員	クラス	園児数	定員	クラス	園児数	定員	クラス	園児数	定員	クラス	園児数
八幡幼稚園	定員20	1クラス	4	定員35	1クラス	9	定員35	1クラス	5	定員90	3クラス	18
八幡第三幼稚園	定員20	1クラス	12	定員35	1クラス	14	定員35	1クラス	13	定員90	3クラス	39
八幡第四幼稚園	定員20	-	0	定員35	1クラス	15	定員35	1クラス	18	定員90	2クラス	33
橋本幼稚園	定員20	1クラス	7	定員35	1クラス	6	定員35	1クラス	13	定員90	3クラス	26
計	定員80	3クラス	23	定員140	4クラス	44	定員140	4クラス	49	定員360	11クラス	116

## 令和3年度 公立幼稚園園児数

令和3年5月1日 現在

	3歳児		4歳児		5歳児		合計	
	定員 (クラス数)	園児数	定員 (クラス数)	園児数	定員 (クラス数)	園児数	定員 (クラス数)	園児数
八幡幼稚園	20 (1)	10	35 (1)	7	35 (1)	12	90 (3)	29
八幡第三幼稚園	20 (1)	15	35 (1)	12	35 (1)	10	90 (3)	37
八幡第四幼稚園	20 (1)	14	35 (1)	19	35 (1)	22	90 (3)	55
橋本幼稚園	20 (1)	6	35 (1)	12	35 (1)	14	90 (3)	32
合計	80 (4)	45	140 (4)	50	140 (4)	58	360 (12)	153